

2026年4月2日

お客様各位

高鍋信用金庫

### 全自動貸金庫規定改定のお知らせ

2025年5月30日、金融機関による貸金庫業務の適正化を図るため、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針が改正されました。

本改正には、マネー・ローンダリング等防止の実効性確保の観点が含まれ、マネー・ローンダリングのリスクの高い物品として「現金」が明示され、貸金庫に保管することができない旨が示されました。

これを受け、当金庫では、下記の通り全自動貸金庫規定を改定致します。改定後の規定は、従前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

#### 記

##### 1.規定の改定日

2026年5月1日（金）

##### 2.主な改定内容

- (1) 2026年5月1日（金）以降、貸金庫内に現金を保管いただくことができなくなります。現在、貸金庫内に現金を保管されているお客様は、すみやかに現金のお取り出しをお願いいたします。
- (2) 「利用目的」を書面等で申告いただきます。当該書面等は、2026年5月以降、お届けいただいているご登録住所へ送付致しますので、内容を確認いただき、確認結果欄にチェック・ご署名のうえ返信用封筒にてご返送をお願いいたします。

##### 3.改定後の規定

改定後、当金庫ホームページにてお知らせいたします。

#### ※格納いただけない現金について

日本円（注）、外国通貨とも格納いただけません。

（注）日本円のうち、以下の①②が格納いただけない現金です。

- ① 日本銀行の Web サイト「現在発行されている銀行券・貨幣に掲載されている銀行券・貨幣
- ② 「①」と肖像が同一である銀行券（2007年発行停止の一万円券（福沢諭吉））

以上